

令和4年1月11日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

東京都は、1月7日、1月11日から31日までの間、オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応として、都民および事業者に対し、基本的感染防止策の徹底など協力依頼・要請を行った。

区は、1月11日から31日までの間、以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様には、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いする。感染防止を強く意識し、感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動は控えるようお願いする。感染に不安を感じる区民に対し、都が実施する検査を受けることをお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。5人以上の場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを強く推奨する。また、引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。なお、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常運営とする。ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいて、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、収容定員を上限5,000人とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。
収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。

【その他共通事項】

- (1) マスクの着用、手指消毒、換気の徹底、3密の回避など、基本的な感染防止策を徹底する。
- (2) 長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者に注意喚起する。
- (3) 混雑時の入場者の整理等の実施を徹底する。
- (4) 入浴は、引き続き禁止する。

3 区民の皆様へのお願い

3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いします。

感染防止を強く意識し、感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動は控えるようお願いします。都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えてください。また、緊急事態措置区域および重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるようお願いします。業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用し、会食は、少人数、短時間で実施するようお願いします。

感染に不安を感じる方は、都が実施する検査を受けてください。

4 区内事業者へのお願い

飲食店等は、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いします。5人以上の場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等の活用にご協力ください。営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守してください。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いします。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。